

環境主張建設資材の証明要領

一般財団法人 建材試験センター

平成20年 4月 1日制定

平成25年 4月 1日改正

平成29年 4月 1日改正

(目的)

第1条 この要領は、「適合証明業務規程」(以下「規程」という。)に基づき、環境主張建設資材を証明するために必要な事項について定める。

(対象)

第2条 この要領は、規程別表1の「建設資材における環境主張適合性評価ガイド(以下「評価ガイド」という。)」に基づき、生産者等が自ら環境主張する資材(環境主張建設資材)を対象とする。

2 評価ガイドのほか、法令及び発注者等が定める仕様書等並びに第三者機関による指定環境物品の基準への適合性も審査対象に含めることができる。

(申請)

第3条 申請者が申請に要する書類は、評価ガイドへの適合性について説明する資料を含むものとして、別に定める資料とする。

2 申請は、製品の用途・機能毎、かつ商品名毎とし、製品の材料成分及び素材構成が異なるものは、その製品毎に申請するものとする。

(証明方法)

第4条 証明は、第2条に係わる規程及び評価ガイド等の技術的基準に基づき、次の事項について審査し、評価・証明を行う。

(1) 環境主張に関する事項

評価ガイドに定める評価項目による基準適合評価並びに環境主張の区分による評価・判定を行う。ただし、評価・証明は、評価ガイド7.2.2 ネガティブチェックの評価項目を満足したものについて行う。

(2) 製品の品質性能及び第2条第2項に関する事項

規程第12条による。

(3) 品質管理体制

規程第13条による。ただし、ISO9001、JIS認証のない工場であっても、規程の別表3に示す審査資料に照らし提出された申請図書が整っている場合は、原則書面審査のみとする。

(主管部署)

第5条 この要領は、性能評価本部が主管する。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。